○国土交通省告示第二百六十号

航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一中「着陸」を「離陸し、若しくは着陸」に改める。

二中「(一)、(二)又は(三)」を「(一)又は(二)」に、「(一)、(二)又は(四)」を「(一)、(二)又は(三)」に改める。

二(一)を次のように改める。

(一)　最大離陸重量十五トン以上の航空機（航空運送事業の許可を受けたものが使用するもの及び国際航空に従事するものに限る。）　飛行一回ごとに、次に掲げる料金の区分に応じア及びイに定める計算方法を適用して計算して得た金額並びにウに定める金額の合計額（ただし、本邦内において、離陸し、及び着陸する航空機（以下「本邦内離着陸航空機」という。）であつて二十トン未満のもの（離陸後他の空港等に着陸することなしに当該離陸した空港等に着陸するものを除く。）は、当該合計額にさらに二分の一を乗じた金額とする。）

ア　空港料金　当該航空機の最大離陸重量（トンによるものとし、一トン未満は一トンとし、当分の間、二百五十トンを上限として計算する。イにおいて同じ。）を五十で除した値の〇・七乗に当該航空機が離陸し、又は着陸した空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）が別表の上欄に掲げる空港等のいずれの区分に属するかに応じ、同表の下欄に掲げる単価（本邦内離着陸航空機にあつては離陸し、及び着陸した空港等の単価の合計額）を乗じた金額

イ　陸上空域の航空路料金　当該航空機の最大離陸重量を五十で除した値の〇・五乗に次の(a)から(c)までに掲げる航空機の区分に応じ(a)から(c)までに定める計算方法を適用して計算して得た飛行距離（小数点以下を切り捨てるものとし、当分の間、千キロメートルを上限として計算する。）を百で除した値を乗じ、さらに五千三百円を乗じた金額

(a)　本邦内離着陸航空機　離陸した空港等の標点から着陸した空港等の標点までの大圏距離（大圏航法に用いる計算方法により算出した距離をいう。以下同じ。）から十八・五二キロメートルを減じて得た距離（ただし、離陸後他の空港等に着陸することなしに当該離陸した空港等に着陸する航空機にあつては当該距離を〇キロメートルとして計算する。）

(b)　本邦内において離陸し、本邦外において着陸する航空機又は本邦外において離陸し、本邦内において着陸する航空機　離陸し、又は着陸した空港等の標点から最も近い陸上空域交点（当該航空機の飛行経路と陸上空域（本邦の飛行情報区のうち平均海面上大気圧による高度規正値が適用される空域又はその直上空域をいう。以下同じ。）の境界との交点をいう。(c)において同じ。）までの大圏距離から九・二六キロメートルを減じて得た距離（ただし、当該飛行経路に陸上空域内における陸上空域交点間の飛行が含まれる場合は、当該距離にその間の大圏距離を加えるものとする。）

(c)　本邦の飛行情報区を通過する航空機　陸上空域内における陸上空域交点間の大圏距離を合計した距離

ウ　洋上空域の航空路料金　次の(a)及び(b)に掲げる航空機の区分に応じ(a)及び(b)に定める金額

(a)　洋上空域（本邦の飛行情報区のうち陸上空域以外の空域をいう。以下同じ。）を飛行する航空機であつて衛星又は無線によりデータを送受信するもの　一万三千円

(b)　洋上空域を飛行する航空機であつて(a)に掲げるもの以外のもの　一万八千円

二(二)中「航空機着陸」を「航空機　着陸」に改め、二(三)を削り、二(四)中(一)ア、(二)ウ又は(三)を(一)又は(二)に、「(四)」を「(三)」に、「(一)ア又は(二)ウ」を「(一)」に改め、二(四)を二(三)とする。

三を次のように改める。

三　次に掲げる場合の航行援助施設利用料は、前号の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

(一)　次に掲げる場合には、航行援助施設利用料は徴収しない。

ア　もつぱら外交上の目的又は公用のために使用される航空機の飛行

イ　試験飛行のための飛行

ウ　離陸後やむを得ない事情のため、他の空港等に着陸することなしに、当該離陸した空港等に着陸する場合の着陸（二(二)に掲げる航空機による場合に限る。エからカまでにおいて同じ。）

エ　やむを得ない事情による不時着

オ　航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸

カ　空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所が設置されていない空港等における着陸

キ　一の使用者の航空機の通過回数が一月に二回以下の場合の通過（当該使用者の航空機が当該月に本邦内において着陸した場合を除く。）

(二)　次に掲げる場合（二(二)に掲げる航空機による場合を除く。）には、二(一)又は二(三)に規定する金額のうち、着陸し、又は不時着した空港等における二(一)アの空港料金を徴収しない。

ア　離陸後やむを得ない事情のため、他の空港等に着陸することなしに、当該離陸した空港等に着陸する場合の着陸

イ　やむを得ない事情による不時着

ウ　航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸

附則の次に次の別表を加える。

別表（二(一)ア関係）

空港等	単価
東京国際空港	三万八千八百円
成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港	一万七千百円
新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、高松空港、松山空港、高知空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、女満別空港、富山空港、神戸空港、岡山空港、宮古空港、新石垣空港、青森空港、札幌飛行場、小松飛行場、徳島飛行場、名古屋飛行場	三千七百円
稚内空港、山形空港、山口宇部空港、利尻空港、礼文空港、奥尻空港、中標津空港、紋別空港、花巻空港、大館能代空港、庄内空港、福島空港、大島空港、新島空港、神津島空港、三宅島空港、八丈島空港、佐渡空港、能登空港、福井空港、静岡空港、南紀白浜空港、鳥取空港、隠岐空港、出雲空港、石見空港、佐賀空港、種子島空港、屋久島空港、奄美空港、喜界空港、徳之島空港、沖永良部空港、与論空港、粟国空港、久米島空港、慶良間空港、南大東空港、北大東空港、伊江島空港、下地島空港、多良間空港、波照間空港、与那国空港、百里飛行場、美保飛行場、八尾空港、三沢飛行場、岩国飛行場、但馬飛行場、天草飛行場	四百七十円

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　次の表の上欄に掲げる年度の航行援助施設利用料の額は、改正後の二の規定にかかわらず、改正後の二の規定により計算して得た金額（以下「改正後の金額」という。）が改正前の二の規定により計算して得た金額（以下「改正前の金額」という。）を超える場合にあつては、改正後の金額から、改正後の金額から改正前の金額を減じて得た金額に同欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める率を乗じて得た金額を減じた金額とし、改正前の金額が改正後の金額を超える場合にあつては、改正後の金額に、改正前の金額から改正後の金額を減じて得た金額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める率を乗じて得た金額を加えた金額とする。